

衛生器具設備仕様一覧表

添付資料6-3

・便所の衛生器具の選定及びバリアフリー対応については以下を最低限の標準とする。
 なお「利用対象施設」とは、特記なき限り、専用部分・共用部を問わず、利用者の使用が合理的に想定される部分全てを指す。

便所使用者の主な利用対象施設	男子小便器	洋式大便ブース(男女共)			多目的トイレ				手洗場
	自動洗浄機能	温水洗浄便座	乳幼児用いす	手摺A	温水洗浄便座	ベッド (転落防止機能付)	手摺B	オストメイト (温水シャワー水栓金具付)	自動水栓
県・産業支援施設									
県・パスポートセンター春日部支所									
市・市民活動センター									
市・保健センター									

- 1 :対象部位全てにおいて標準仕様とする。
- 2 :男女便所内に1ヶ所以上当該設備を有したブースを設けること。
- 3 手摺Aは高齢者等に配慮した握り棒型とすること。
- 4 手摺Bは両側手摺(可動)とする。
- 5 市民活動センター・保健センター施設と同一階に設置する多目的トイレ内には、幼児用便器を設置すること。
- 6 保健センター施設と同一階に設置する女子用トイレに幼児(男児)用小便器(ストール型小便器)を設置すること。